平成 25 年 6 月 19 日

各　位

社名：株式会社中山製鋼所
代表者名：代表取締役社長　森田　俊一
（コード番号：　5408　東証一部）
問い合わせ先：経理部長　阪口　光昭
TEL：　06（6555）3035

「債務超過による猶予期間入り」に関するお知らせ

本日、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における上場廃止基準にかかる猶予期間銘柄（債務超過）並びに東証における市場第一部から市場第二部への指定替えにかかる猶予期間銘柄（債務超過）となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社が本日関東財務局に提出いたしました平成 25 年3月期の有価証券報告書における連結財務諸表上で、当社グループが債務超過の状態であることが確認され、東証の有価証券上場規程第 311 条第1項第5号、第 601 条第1項第5号、第 707 条第3項及び第 707 条第4項に該当したことによる措置であります。

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書 （自平成 24 年4月1日至平成 25 年3月 31 日）

2. 債務超過に至った経緯

当社グループは、下記4. 記載の事業再生計画に基づき、今後の業績動向を検討した結果、減損損失及び棚卸資産評価損の計上を平成 25 年 3 月期連結決算に係る連結会計年度にて行い、当期純損失 567 億 50 百万円を計上したこと等により、273 億 73 百万円（※）の債務超過の状態となりました。

（※）純資産の部の合計額＋準備金等－（新株予約権＋少数株主持分）

3. 上場廃止の猶予期間及び指定替えの猶予期間

平成 25 年4月1日から平成 26 年3月 31 日まで

※なお、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）による、株式会社地域経済活性化支援機構法第 28 条第1項に定める債権の買取決定（以下、「本買取決定」といいます。）が行われない場合は、東証における市場第一部から市場第二部への指定替えが行われますが、平成 25 年6月 20 日付で本買取決定がなされることが予定されております。

4. 今後の見通し

当社は、平成 25 年3月 28 日に公表いたしました「地域経済活性化支援機構による中山製鋼所への再生支援決定のお知らせ」に記載のとおり、同日開催の取締役会において、株式会社三菱東京UFJ 銀行と連名にて、機構に対して事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）を提出して再生支援の申込みを行うことを決議した上でその申込みを行い、同日、機構から再生支援決定の通知を受けております。

当社は、本事業再生計画に基づき、当社に対して金融債権を有する関係金融機関等に対して約602 億円の債権放棄（以下、「本債権放棄」といいます。）を受けることで有利子負債を約 306 億円まで削減し、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式會社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和 PI パートナーズ株式会社を引受先とする約 90 億円（予定）規模の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

これら本事業再生計画に基づく本債権放棄及び本第三者割当増資は、平成 25 年 8 月 27 日に実行が予定されており、これらが完了することで、上記 3.に記載の上場廃止及び指定替えの猶予期間内に債務超過は解消されるものと見込んでおります。

なお、本債権放棄については、(a)平成 25 年 6 月 18 日開催の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、(i) 同年 7 月 9 日を効力発生日として、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社及び三泉シヤー株式会社を完全子会社とする株式交換、(ii)当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び(iii)本第三者割当増資に係る承認がなされ、上記(i)及び(ii)の効力が発生していること、(b)機構において本買取決定がなされることを条件として実行することを予定しており、本第三者割当増資については、上記(a)及び(b)に加え、(c)本債権放棄が実行されることを条件として実行することを予定しております。なお、上記(a)については、本株主総会において、上記(i)ないし(iii)に係る議案が承認可決されております。

本第三者割当増資の詳細は、上記平成 25 年 3 月 28 日付「地域経済活性化支援機構による中山製鋼所への再生支援決定のお知らせ」をご覧ください。

以上